

令和 7 年度

事業計画・収支予算書

社会福祉法人帯広市社会福祉協議会

## 令和7年度 事業方針・事業計画

### 1. 事業方針

「少子高齢化・人口減少時代」を迎えたわが国では、団塊ジュニア世代が65歳を迎える2040年を待たず、各分野で労働力不足が広がり、とりわけ福祉分野の人材不足は深刻であり、サービス提供体制を揺るがしかねない状況となってきました。

また、地域福祉を推進する人材についても、働く高齢者の増加などにより、ボランティア活動者の減少や、民生委員・児童委員や町内会の担い手不足が課題となっており、帯広市においても例外ではない状況です。

こうした社会構造や人々の暮らしが変化する中、当会におきましても、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」に向けて、支え合いの体制づくりを進めます。

地域福祉事業につきましては、地域交流サロンなど住民参加型の事業では、コロナ禍以前の参加人数に戻らない状況が続く、社会変化に対応した多様なコミュニティづくりに取り組んでいく必要を感じており、子どもから若者まで、人々が安心して集まり、ともに活動できる新たな居場所づくりの調査研究を行うほか、ボランティア団体や活動状況などの広報、養成講座等を通じて、ボランティア活動促進に向けて、市民の関心を高め新たな担い手づくりを目指します。

高齢者の総合相談窓口となる「地域包括支援センター」については、複合的な課題を抱えた事例など相談内容が多様化してきており、医療や介護、福祉の分野だけでなく、警察や法曹界などさまざまな機関との連携が不可欠となっていることから、関係機関とのネットワークを活かし、専門性の高い適切な支援に取り組んでまいります。

訪問介護サービスでは、総合事業による軽度者へのサービス依頼が増加していますが、事業者が限られていることやヘルパーの高齢化、担い手不足により、需要に応えられない状況が生じています。事業存続のためにも、賃金などの処遇改善を図るとともに、人材確保など先を見据えた計画的な体制整備に引き続き取り組んでまいります。

権利擁護事業（成年後見支援センター事業）については、超高齢社会の進展と相まっ

て、判断能力が不十分な方に関する相談が増えており、特に身寄りのない方への支援策の必要性が高まっています。身元保証人がおらず医療や福祉サービスを利用できないなど支援が難しいさまざまな課題の解決に向けて、切れ目や狭間のないサービス体制の構築を目指し、「(仮称) 地域生活総合サポート事業」の創設に取り組めます。また、専門職の配置など職員体制の強化を図り、安定したサービス提供及び相談体制の計画的な整備に取り組んでまいります。

幼児ことばの教室については、令和6年度より職員を増員し、体制強化を図った結果、児童指導員等加配加算と専門的支援体制加算の2つの加算を常時取得することができ、また、年間通して安定した指導コマ数の確保もできるようになり、令和7年度も安定した経営を目指してまいります。

法人運営にあたっては、今年度、役員・評議員の一斉改選を迎えることから、地域の実情に応じた公共性の高い組織となるように、推薦団体と調整して今後の社協経営を担うべき人材を登用して、時代に即した団体となるよう努めてまいります。また、経営にあたっては、各種関係法令を遵守した事務処理に努めるとともに、納税義務が生じる各事業では経理事務を適切に行い、健全経営に注力してまいります。

当会においては、第6期帯広市地域福祉実践計画が令和6年度をもって終了し、令和7年度より第7期地域福祉実践計画がスタートします。同じく令和7年度よりスタートする「第四期帯広市地域福祉計画」では、アンケート調査に社会福祉協議会に係る質問項目を盛り込むなど、帯広市と社協が連携・協力しながら策定作業を進めてきました。第7期地域福祉実践計画の基本理念は、帯広市の地域福祉計画と同じ方向性を持ち、「すべての市民が共に支え合い、安心して、生き活きと暮らせるまち おびひろ」を踏襲し、第6期実践計画での取り組みを、より一層強く推進していく所存です。

実践計画で掲げる4つの基本目標と8つの基本方向に沿って、市民・団体・行政と連携して一步一步着実に推進し、市民一人ひとりが互いに支え合い、健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちを目指し、各種事業に取り組んでまいります。

なお、令和7年度の主な事業内容については、以下の「所管部署別の事務事業と概要」に記載しております。

## 2. 所管部署別の事務事業と概要

### I. 地域福祉課

#### (1) 地域福祉活動の推進

市民や行政、福祉関係者等が協働し、地域の活動を促進するため、住民同士の交流や地域団体などが活動を展開する拠点づくりを支援するとともに、地域福祉に関する意識の醸成を図るため、社協だより等を活用して情報発信を行います。

| 実 施 事 業 | 事 業 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①地域福祉事業 | <b>1. 地域交流サロン事業</b><br>高年齢者や障害者、子育て中の人などを対象に、誰もが気軽に参加できるふれあいの場を提供する地域交流サロンに対し、運営費の一部を助成し運営支援と普及に努めています。<br>市内 27 か所で開設している地域交流サロンを通じて、身近な圏域における生活課題の把握や解決へ向けた取り組みに、支える人と受ける人が相互に役割を持ち、支え合いながら活躍できる体制整備に努めます。また、そのための担い手の確保・育成が重要であることから、地域力強化・人材確保などをテーマにしたサロン運営者向けの研修会を開催します。 |
|         | <b>2. 小地域ネットワーク活動推進事業</b><br>福祉を通じた地域づくりを推進するため、町内会が行う福祉活動（啓発活動・交流活動・訪問活動・地域組織化活動・研修事業など）に対して、活動実施の援助や研修会における講師派遣及び活動費の一部助成を行い、地域で互いに助け合えるような仕組みづくりを目指して、本事業の普及促進に努めます。                                                                                                        |
|         | <b>3. 地域福祉活動助成事業</b><br>地域福祉の増進に取り組む民間団体の活動の振興と市民福祉の向上のため、共同募金を財源として助成金を交付します。<br>助成金交付にあたっては、多くの団体からの要望に対応できるように努め、適正かつ公正な事業推進に努めるとともに、広報誌、新聞、ホームページ等による周知のほか、公共施設へのポスター掲示を行うなど本事業の周知・案内に努めます。                                                                                |
|         | <b>4. 地域福祉活動研修会</b><br>帯広市町内会連合会と共催で、地域福祉活動の取り組み事例を紹介し、地域福祉の推進を目的とした研修会を開催します。                                                                                                                                                                                                 |
|         | <b>5. 社協フェスタの開催</b><br>地域福祉活動に対する市民理解を深め、地域課題を発見・共有するための体制づくりの構築と地域共生社会の実現を目指し、社協フェスタ 2025 として表彰式と講演会、関係団体との協働による啓発イベントを開催します。                                                                                                                                                 |
|         | <b>6. 福祉機材等の貸出事業</b><br>地域福祉活動、ボランティア活動、青少年の健全育成活動や町内会活動のために、機材貸し出しによる活動支援を行うとともに、適切な機材メンテナンスに努めます。                                                                                                                                                                            |
|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                |

## (2) 地域福祉を担うボランティア人材の育成・確保

住民一人ひとりが、地域福祉活動に参加してもらえるよう、各種講座の開設などを通じて、地域福祉を支える人材の育成・確保に取り組みます。

| 実 施 事 業   | 事 業 概 要                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①ボランティア事業 | <b>1. ボランティアセンター運営</b><br>ボランティア活動に関心のある人や、ボランティアを必要としている人を繋ぐ相談窓口として、周知啓発・情報発信に努めます。また、ボランティアセンターにコーディネーターを配置し、ボランティアアドバイザーとともに、ボランティア団体やNPOなどの各団体等の活動の見える化などを進めていき、ボランティア活動の活性化を図るとともに、ボランティア活動をしている個人・団体の「活動拠点」としての機能充実に努めます。 |
|           | <b>2. ボランティアの登録・普及促進</b><br>ボランティアセンターへの登録者・団体の増加を図り、かつボランティア活動時の安全と参加促進に寄与するため、ボランティアセンターへ登録している個人・団体に対し、ボランティア活動保険加入時の費用助成を行います。<br>また、広報活動を通じて、ボランティア活動に関心のある人への情報発信を行い、ボランティア人口の拡大に努めます。                                    |
|           | <b>3. ボランティア養成講座</b><br>効率的かつ円滑なボランティア派遣のニーズに対応するため、また、ボランティア活動の普及促進を図るため、各種ボランティア養成講座を開催します。                                                                                                                                   |
|           | <b>4. 福祉体験学習出前講座</b><br>小中高校生を対象に、福祉講話や高齢者・障害者疑似体験、車椅子体験等を通じて、障害者や高齢者に対する知識と理解を深めることで、思いやりの心を育み、人権教育にもつながるよう、福祉体験出前講座を実施します。<br>また、帯広市教育委員会が推進する「おびひろ市民学」の学びに位置付けられた、福祉学習の出前講座を実施します。                                           |
|           | <b>5. ボランティアモデル指定校助成</b><br>児童・生徒のボランティア活動への理解や参加促進、活動の普及を図るため、市内小中学校・高等学校を対象にモデル校を指定し、実施事業に対する助成を行います。<br>また、より多くの児童・生徒がボランティア活動に興味・関心を持つことができるよう、モデル校の取り組みを社協だよりやホームページで情報発信します。                                              |
|           | <b>6. ボランティア研修会への参加支援</b><br>ボランティア活動実践者へ、各種研修会等への参加費用を助成し、参加促進及び資質と知識の向上を図ります。                                                                                                                                                 |
|           | <b>7. 広域ボランティア活動の推進</b><br>「とかちボランティアプラザ推進委員会」に参画し、管内町村社協と連携を図り、研修や情報交換を通じて、ボランティア活動実践者の資質向上に努めます。                                                                                                                              |

## (3) 大規模災害に備えた体制等の整備

近年、頻発している大規模災害に備えた体制の整備と人材の育成に取り組みます。

| 実 施 事 業     | 事 業 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①災害ボランティア事業 | <b>1. 災害ボランティアの育成・登録の促進</b><br>災害ボランティア養成講座を開催し、災害ボランティアの役割や準備、活動に役立つ具体的な講座を通して、災害ボランティアを担う人材の養成を行うとともに、受講者へのボランティアセンター登録を促進します。                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|             | <b>2. 災害ボランティアセンターの設置・運営</b><br>「帯広市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」（平成 29 年 1 月 10 日帯広市と協定）並びに「帯広市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」（平成 28 年 12 月帯広市と策定）に基づき、災害が発生し、ボランティアの受け入れが必要になった際に、円滑にボランティアセンターを開設・運営できるよう日頃から帯広市との連携体制の構築を進めるとともに、設置・運営訓練実施に向けて取り組んでいきます。<br>また、災害発生時の災害ボランティアセンターの運営支援体制を強化するため、ライオンズクラブとの協定締結に向けて取り組みを進めます。<br>なお、全国的に災害ボランティアセンター運営における ICT 化が進んでいる中、北海道社会福祉協議会北海道災害ボランティアセンターと協議しながら、システムの導入について検証します。 |
|             | <b>3. 災害ボランティア活動の普及・啓発</b><br>災害ボランティア活動について、その役割や必要性の理解促進を図るため帯広市や関係団体と連携しながら普及・啓発を進めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|             | <b>4. 資機材等の整備</b><br>災害ボランティアセンター設置を想定して、民間企業等との連携方法を検討し、必要な資機材等の提供や協力体制の整備に努めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

#### （４）高齢者や障がい者がいきいきと生活できる仕組みづくり

生きがいつくりや社会参加の促進を図り、誰もが多様性を認め合い地域社会の一員として住みやすい地域づくりを進めるとともに、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の意識啓発に努めます。

| 実 施 事 業 | 事 業 概 要                                                                                                                                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①障害福祉事業 | <b>1. 障害児（者）余暇活動支援事業</b><br>余暇を楽しみ地域社会へ出るきっかけや交流を図ることを目的に、ものづくりや自然体験などの 4 講座を実施します。                                                                                                                     |
|         | <b>2. すこやか農園事業</b><br>障害児（者）をもつ親の会と協力団体が実行委員会を組織し、自然の中で協働で播種から収穫までの農作業に取り組み、障害児（者）と農業高校生徒がふれあい、交流のひとときを過ごす「すこやか農園」を開設します。                                                                               |
|         | <b>3. 障害者週間記念事業</b><br>帯広市や関係団体と実行委員会を組織して、障害者の社会参加を促進し、社会全体がノーマライゼーションの広がりや理解を定着させるために、障害者に対して深い理解と正しい認識を持ってもらい、本事業を通じて障害者と地域住民との交流を図るとともに、共に手を取りあい共に生きる地域づくりをめざして、障害者の社会貢献活動や作品展示即売会、ポスターコンクールを実施します。 |

| 実 施 事 業              | 事 業 概 要                                                                                                        |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ②障害関係団体との連携          | <b>1. 帯広市地域自立支援協議会への参加</b><br>帯広市が設置する「帯広市地域自立支援協議会」に参画し、障害福祉に関する地域の実態や福祉ニーズの把握に努めるとともに、関係団体との連携につなげます。        |
| ③ノーマライゼーション推進地区の活動支援 | <b>1. 大正地区「ふれあいまつり」などの活動支援</b><br>ノーマライゼーション理念の定着を図るため、毎年2月に行われる大正地区のふれあいまつりの活動を支援します。                         |
| ④高齢者福祉事業             | <b>1. 帯広市老人クラブ連合会活動助成事業</b><br>健康づくり、友愛活動、社会奉仕活動の「全国三大運動」に加え、世代間交流や生きがいづくりなどに取り組む老人クラブ連合会への助成を通じ、高齢者福祉を推進します。  |
| ⑤虐待防止に向けた対応          | <b>1. 高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議</b><br>高齢者や障害者の人権を擁護するため、当会地域包括支援センター、成年後見支援センターや関係機関との連携を図り、虐待の防止と早期発見・早期解決に取り組みます。 |

## (5) ひとり親家庭の支援事業

母子家庭や父子家庭のひとり親等の就業相談や技能習得のための各種講習会を開催するほか、ひとり親家庭の生活相談を通じ、自立支援と生活の安定を図ります。

| 実 施 事 業             | 事 業 概 要                                                                                                              |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①母子家庭等就業・自立支援センター事業 | <b>1. 就業支援事業（無料職業紹介事業）</b><br>母子家庭や父子家庭などのひとり親の自立支援を図るため、就業相談を行うほか、事業主へのひとり親の理解促進と就業促進活動を通じて、ひとり親の生活安定と児童福祉の促進に努めます。 |
|                     | <b>2. 就業支援講習会等事業</b><br>パソコン講習会や就職活動に関するセミナー等を開催し、就業支援に努めます。                                                         |
|                     | <b>3. 就業情報提供事業</b><br>SNS を活用した求人情報の提供や、「母子家庭等就業・自立支援センターだより」の発行による情報提供と広報活動に努めます。                                   |
|                     | <b>4. 養育費等支援事業</b><br>弁護士会の協力のもと、無料法律相談会を毎月開催するほか、家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援、離婚前後の法律問題等をテーマにした講習会を実施します。                       |
|                     | <b>5. 母子・父子自立支援プログラム策定事業</b><br>児童扶養手当受給者に対し、就業に向けた個別の自立支援プログラムを策定して、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施し、対象者の生活の安定を図ります。           |
| ②虐待防止に向けた対応         | <b>1. 要保護児童関係会議</b><br>会議に参加し、虐待や子育て放棄など、保護が必要な児童の早期発見と適切な対応を図ります。                                                   |

## (6) 福祉人材バンク事業

福祉職場で働きたい方や採用したい福祉職場をつなぐほか、福祉職場でのマッチングと人材定着を図ります。

| 実 施 事 業    | 事 業 概 要                                                                                   |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①福祉人材バンク事業 | <b>1. 無料職業紹介事業</b><br>求職者へ福祉職場の紹介や斡旋のほか、就業相談、就労斡旋を行うとともに、福祉施設等から求人情報を受け付けます。              |
|            | <b>2. 潜在福祉マンパワー活用講習会の開催</b><br>福祉職場見学会を行い、福祉現場の理解促進を図るとともに、就労に役立つ講習会を開催し、就労支援に努めます。       |
|            | <b>3. 福祉サービスに関する啓発・広報事業</b><br>求職者への求人情報提供、求人施設への求職情報提供に努め、本事業の広報活動を行い、福祉人材バンク事業の強化を図ります。 |
|            | <b>4. マッチング機能等の強化</b><br>ハローワーク出張相談や福祉職場説明会を開催し、関係機関と求人施設等と連携を図り、求職者と求人施設のマッチング機能を強化します。  |
|            | <b>5. 人材定着のためのフォローアップ</b><br>就業者や採用福祉施設に対し、就職後の状況確認や相談を行い、福祉人材の定着を図るためフォローアップ機能の強化に努めます。  |

## (7) 地域における支え合い活動の促進

民生委員・児童委員連盟や、町内会連合会や老人クラブ連合会などによる地域における見守り活動などを通じて、地域のつながりを強化するとともに、住民が主体的に地域福祉活動に参加できる環境づくりを進め、複合的で複雑な課題を抱えた世帯に対して、多機関が連携を図り分野を横断した総合的な支援体制づくりを促進します。

| 実 施 事 業                  | 事 業 概 要                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①帯広市第2層生活支援<br>コーディネート業務 | <b>1. 協議体からの支え合い活動の創出・活動支援</b><br>帯広市が実施する生活支援体制整備事業において、川北日常生活圏域の支え合いを実践するため、地域における課題やニーズの把握を行い、自主活動や支え合い活動の創出などに取り組む協議体を中心に、既に行われている住民主体の地域活動と連携を取りながら、ニーズとサービスのコーディネート機能の仕組みづくりに取り組みます。 |
|                          | <b>2. ちょっとした支え合いサポーター養成講座に関する周知及び参加とりまとめ</b><br>川北日常生活圏域において、ちょっとした支え合いサポーター養成講座を通じて、支え合いを実践できる担い手の育成を進めます。                                                                                |
|                          | <b>3. 生活支援・介護予防サービスのコーディネート</b><br>当会地域包括支援センターや住民主体の地域活動や関係団体と連携して、支援ニーズの把握と取り組みのマッチングによるコーディネート機能を担い、支援体制の充実・強化を図ります。                                                                    |

| 実 施 事 業                  | 事 業 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①帯広市第2層生活支援<br>コーディネート業務 | <b>4. 地域支え合いを推進する協議体の運営</b><br>地域課題やニーズを把握して、住民主体の多様な助け合い活動の創出とネットワークづくりに取り組む協議体を運営し、社会資源等を活用した地域における支え合いの仕組みづくりに取り組みます。                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| ②包括的相談・支援システムの構築         | <b>1. 包括的相談・支援システムの構築</b><br>福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、法人単独では十分に対応できない複合的かつ複雑な生活課題を抱えた世帯に対し、支援体制の整備に向けたシステム構築を進めます。<br>また、地域の多様な主体と連携し、生活上の困りごとについて実態把握に取り組みます。                                                                                                                                                                                                                                               |
|                          | <b>2. 法人内支援調整会議の開催</b><br>複合的な生活課題を抱えた世帯に対し、横断的に対応するべく、必要に応じた支援方法を協議する法人内支援調整会議を適宜開催し、課題に対し即応していきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                          | <b>3. 帯広市きづきネットワーク</b><br>帯広市きづきネットワークの関係機関として、当会地域包括支援センター、民生委員・児童委員や町内会、老人クラブ、地域交流サロンなどの地域福祉活動を行うさまざまな団体や帯広市と連携し、地域の中で気づき合うことのできる地域包括支援ネットワークの推進に取り組みます。                                                                                                                                                                                                                                            |
| ③新たな居場所づくりの<br>検討及び運営    | <b>1. 新たな居場所づくりの検討</b><br>これまでの高齢者の居場所のほか、子どもから若者まで、人々が安心して集まり、共に活動できる新たな居場所の開設を目指し調査研究を行います。<br>この居場所は、地域住民が主体となり、様々な講座やイベント、おしゃべりのできる誰もが気軽に足を運ぶことの出来る空間となるような場の構築を目指します。                                                                                                                                                                                                                            |
| ④子ども食堂・地域食堂への<br>支援・廉家   | <b>1. 子ども食堂・地域食堂への支援・連携</b><br>核家族化や地域社会のつながりの希薄化などが要因で、子どもの貧困や孤立、不登校など、子どもを取り巻く課題が深刻化しています。これらの課題解決に子どもたちが安心して過ごせる子ども食堂・地域食堂が大きな役割を果たしています。<br>当会は、これら子ども食堂等への支援について各食堂さんと協議を行い、どのような支援が求められているのか検討を行っていき、適切な支援・連携を進めていきます。<br>また、併せて、食支援活動（配食サービス、会食会、地域食堂、こども食堂、フードパントリー、食育活動など）の創出と地域展開に向けた環境整備のために、人、場所、物、資金、情報等の資源の開拓・活用や循環を目的とした会議体（協議体）を「食支援プラットフォーム」の形成に向けても、帯広市と協議を重ねながら検討を行って行きたいと考えております。 |

## （８）被災世帯及び要保護世帯への支援

火災、風水害などにより被災した世帯への援護金支給と、低所得世帯への冬季間のプロパンガス割引支援を行います。

| 実 施 事 業           | 事 業 概 要                                                                                                      |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①被災世帯と要保護世帯への給付事業 | <b>1. 災害被災世帯への援護金支給事業</b><br>火災や自然災害などで被災した世帯へ、一時的かつ応急的生活支援を図るため、帯広市共同募金委員会と連携して、援護金を給付します。                  |
|                   | <b>2. 要保護世帯への冬季プロパンガス割引事業</b><br>歳末たすけあい運動の一環として、L P ガス協会の協力により、冬季間（11 月～3 月）のプロパンガス利用料金の割引を行い、生活困窮世帯を支援します。 |

## （９）広報事業

社協事業の広報として各種事業や周知を図るため、地域住民への情報発信を行います。

| 実 施 事 業 | 事 業 概 要                                                                                     |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①広報事業   | <b>1. 地域福祉実践計画の周知啓発（ホームページに公表）</b><br>ホームページに掲載している実践計画を市民へ広く周知するとともに、社協事業の理解促進を図ります。       |
|         | <b>2. 社協だより・ホームページへの事業案内等の掲載</b><br>地域住民に情報発信し、理解を図るために広報誌「社協だより」を発行するほか、ホームページで最新情報を発信します。 |
|         | <b>3. ブログや SNS を活用した開催内容の情報発信</b><br>SNS を活用したリアルタイムな情報発信に努めます。                             |
|         |                                                                                             |

## Ⅱ. 在宅福祉課

### (1) 地域包括支援センター事業の実施

帯広市の委託を受けて、「川北日常生活圏域」及び「西日常生活圏域」において、地域の高齢者が安心して生活を送ることができるよう総合相談窓口（包括的支援事業等を一体的に実施する中核的機関）として、高齢者福祉や保健福祉サービスの調整、必要な制度へのつなぎなどのさまざまな相談支援を行い、効果的な課題解決に取り組みます。

複合的な課題を抱えた高齢者や多様化する相談に対し、センター職員がチームとして継続的・専門的に対応するとともに、地域住民や他機関等と連携して課題解決を図ることができるよう、地域における支援ネットワークの構築に努め、積極的な地域課題の把握に取り組みます。

| 実 施 事 業       | 事 業 概 要                                                                                                                                                                   |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①地域包括支援センター事業 | <b>1. 総合相談支援業務</b><br>川北・西日常生活圏域において、地域住民や高齢者が相談しやすい「ワンストップサービス拠点」として、総合相談支援に取り組みます。                                                                                      |
|               | <b>2. 権利擁護業務</b><br>高齢者虐待への対応及び支援、消費者被害防止に関する啓発や被害に遭われた場合の具体的な支援など権利擁護業務に取り組むとともに、「帯広市高齢者虐待防止ネットワーク会議」への参画を図ります。<br>また、認知症などの判断力が低下している高齢者等に対し、成年後見制度の利用に向けた申立て支援などを行います。 |
|               | <b>3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</b><br>支援が困難な事例など、介護支援専門員からの相談に対応するとともに、事例検討会や研修会などを通じて、資質向上を図るとともに、地域の支援ネットワークの構築に取り組みます。                                                      |
|               | <b>4. 地域ケア会議の開催</b><br>日常生活上の課題を抱えている高齢者の支援として、介護保険法第115条に基づき地域ケア会議を開催し、多職種協働により課題解決に取り組むとともに、地域課題の把握に努めます。                                                               |
|               | <b>5. 認知症施策の推進に係る事業</b><br>認知症になっても住み慣れた地域で暮らすことができるよう、認知症サポーター養成講座や認知症高齢者等 SOS 声かけ訓練を開催します。また、「帯広市認知症ケアネットワーク会議」へ参画し、認知症の理解促進に取り組みます。                                    |
|               | <b>6. 医療と介護の連携に係る事業</b><br>「帯広市在宅医療・介護ネットワーク会議」や「多職種合同研修会」に参画し、医療と介護の連携に関する情報共有や仕組みづくりを推進します。                                                                             |
|               | <b>7. 生活支援体制整備事業との連携</b><br>生活支援コーディネーターが開催する「帯広市生活支援・介護予防ネットワーク会議」や地域支え合い推進員（第2層生活支援コーディネーター）が開催する協議体へ参加するなどさまざまな連携を図り、担当圏域における地域の支え合いの推進に取り組みます。                        |
|               | <b>8. 家族介護者支援事業</b><br>在宅介護を行っている家族に対し、ダブルケアやヤングケアラーなどの課題を含めた相談支援を行うほか、介護者同士の情報交換や介護負担軽減につながるような事業を実施します。                                                                 |

| 実 施 事 業       | 事 業 概 要                                                                                                                                                                                              |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①地域包括支援センター事業 | <b>9. ひとり暮らし高齢者支援</b><br>ひとり暮らし登録をした高齢者の定期訪問を通じて、安否確認サービスなどの相談・支援を行います。                                                                                                                              |
|               | <b>10. ねたきり認知症高齢者支援</b><br>要介護度の高い寝たきりの方や認知症の方に対して、定期的に訪問し生活や介護などの相談に応じ、適切な指導・助言を行います。                                                                                                               |
|               | <b>11. 地域密着型サービス事業所との連携（運営推進会議への参加）</b><br>担当圏域内の地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議に参加し、地域との連携やサービスの質の確保・向上などに向けて、地域密着型サービス事業所との連携を図ります。                                                                        |
|               | <b>12. 高齢者の見守り支援ネットワーク</b><br>地域福祉活動を行うさまざまな団体や帯広市と連携し、帯広市きづきネットワークや認知症高齢者等 SOS ネットワークなど、地域のなかで気づき合うことのできる地域包括支援ネットワークの推進に取り組みます。                                                                    |
|               | <b>1. 認知症地域支援・ケア向上事業</b><br>川北・西日常生活圏域において、認知症に関する相談に適切に対応し、必要に応じて認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業の事前登録の支援を行います。また、チームオレンジなどの活動を見据えて、地域における支援者（みまもりサポーター等）の育成や活動支援など認知症ケアの向上に取り組むとともに、地域レベルでの見守りなどの支援体制の構築を図ります。 |
| ②帯広市認知症総合支援事業 | <b>2. 認知症初期集中支援推進事業</b><br>認知症初期集中支援チームの一員として、帯広市や認知症疾患医療センターと連携し、認知症の早期診断、早期対応に向けた支援を行います。                                                                                                          |

## （２）介護保険事業及び障害者総合支援事業による在宅福祉サービスの実施

在宅福祉サービスを必要としている人が、適切なサービス利用を通じて安心して住み慣れた自宅で生活を送ることができるよう介護サービス提供体制の充実を図り、適切な支援を行います。

| 実 施 事 業     | 事 業 概 要                                                                                                                 |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①在宅福祉サービス事業 | <b>1. 訪問介護事業</b><br>要介護認定を受けた高齢者に対して、住み慣れた自宅での生活が継続できるようホームヘルパーが自宅を訪問し、食事や入浴、排せつなどを直接援助する身体介護、炊事や掃除など間接的に援助する生活援助を行います。 |
|             | <b>2. 介護予防・生活支援サービス事業（訪問介護サービス・てだすけサービス）</b><br>要支援者等に対して、自立支援や介護予防の視点を踏まえ、訪問型サービス（第1号訪問事業）のうち、訪問介護サービス・てだすけサービスを行います。  |
|             | <b>3. 居宅介護事業・重度訪問介護事業・移動支援事業</b><br>障害のある利用者がその能力や特性に応じて、地域で安心して自立した暮らしができるよう障害福祉サービスなどの日常生活上の支援を行います。                  |
|             |                                                                                                                         |

| 実 施 事 業     | 事 業 概 要                                                                                                                             |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①在宅福祉サービス事業 | <b>4. 認定調査業務</b><br>指定市町村事務受託法人として、市町村から委託を受けて要介護認定調査（新規・更新・変更）を実施します。                                                              |
|             | <b>5. 居宅介護支援事業</b><br>要介護認定を受けた本人や家族の依頼により、利用者が安心して生活ができるよう介護支援専門員が居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、居宅サービスを適切に利用することができるように事業者等との連絡調整を行います。 |
|             | <b>6. 介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業</b><br>要支援認定者等に対して、心身の状況や環境を把握したうえで、自立した生活を送ることができ、要支援状態の悪化を防ぐために、介護予防ケアプランの作成を行います。                 |

### Ⅲ. 幼児ことばの教室

#### (1) 児童発達支援事業の経営

ことばの遅れや発達に心配がある幼児とその保護者を対象に、通室指導や相談を行います。また、令和元年度から当会自主事業となり 7 年目を迎え、適正な経営を推進します。

| 実 施 事 業                        | 事 業 概 要                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①児童発達支援事業<br>(幼児ことばの教室の<br>経営) | <b>1. 児童発達支援事業所として幼児に対しての言語指導</b><br>北海道指定通所支援事業の規則に則り、定員を 1 日 10 人以下とする中で、ことばの問題に特化した 3 歳～6 歳までの幼児に対して、概ね週 1 回の通室指導を行います。                                                |
|                                | <b>2. ことばの相談業務（市委託事業）</b><br>電話相談(随時)、来所相談(予約制)においては、18 歳未満の児童を対象とした相談を受け付けており、関係機関と連携に努めながら実施します。<br>また、3 歳児健診後のことばの相談については、相談後に行うカンファレンスを通し、今後の支援についての方向性を出しながら進めていきます。 |
|                                | <b>3. 帯広市事業との連動（市委託事業）</b><br>教育支援委員会からの求めに応じ、通室児の資料提供や、子育て支援課やこども課からの依頼に関わる協力など、帯広市と連動して事業を推進します。                                                                        |
|                                |                                                                                                                                                                           |

#### IV. 帯広市成年後見支援センター

##### (1) 権利擁護の推進と福祉サービス利用援助事業の実施

判断能力が十分でない高齢者や障害のある人等に対して、基本的な人権を守るために、成年後見制度の利用促進を図ります。また、金銭管理を通じて自立した生活を送れるように適切な支援に努めます。

| 実 施 事 業       | 事 業 概 要                                                                                                     |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①成年後見支援センター事業 | <b>1. 成年後見制度に関する相談及び利用支援</b><br>地域連携ネットワークによる対象者の発見と支援体制の強化により、利用支援に努めます。                                   |
|               | <b>2. 成年後見制度に関する手続き支援</b><br>後見制度に関するさまざまな相談を通じ、利用に関する支援を行います。                                              |
|               | <b>3. 成年後見制度に関する普及及び啓発</b><br>判断能力が不十分な方の権利を守るため、制度に関する広報活動を行ない、周知・啓発に努めます。                                 |
|               | <b>4. 市民後見人の養成</b><br>利用件数の増加が見込まれることから、支援体制の強化を図るため、市民後見人養成研修を開催し、市民後見人の増員を目指します。                          |
|               | <b>5. 市民後見人の後見活動に関する相談・支援</b><br>市民後見人のフォローアップ研修の実施と後見業務に関する相談を通じて、後見人をサポートし支援体制の強化を図ります。                   |
|               | <b>6. 市長申し立てに関する手続き支援</b><br>申立人がいない後見制度対象者の権利擁護のため、円滑な後見制度開始の事務手続きを推進します。                                  |
|               | <b>7. 関係機関との連携</b><br>帯広市、弁護士会や社会福祉士会等の専門職団体、NPO法人や家庭裁判所などと連携・協力を強化して、帯広市の地域連携ネットワークにおける中核機関としての中心的役割を担います。 |
|               | <b>8. 事例検討会議の開催</b><br>適宜、事例検討会議を開催し、後見制度対象者の円滑な利用開始に努めます。                                                  |
|               | <b>9. 地域連携ネットワークの構築</b><br>権利擁護支援を必要とする人が適切な支援を受けられるように、関係機関と連携を図るとともに、帯広市と連携し支援体制の整備およびネットワークを構築します。       |
| ②法人後見事業       | <b>1. 法人後見の受任</b><br>今後、ますます需要増が見込まれるため、個人受任では対応が難しい事例や長期受任が想定される若年の障がい者等を中心に、組織として支援する受け皿となります。            |
| ③日常生活自立支援事業   | <b>1. 福祉サービス利用援助</b><br>福祉サービスについての情報提供や利用手続きのアドバイス、福祉サービス内容の苦情を解決するための援助を行います。                             |
|               | <b>2. 日常的金銭管理サービス</b><br>金銭管理に不安のある人が地域生活を送れるように、適切な金銭管理を行い日常生活を支えます。                                       |

## （２）新たな福祉サービスの実施に向けた調査・研究

既存の制度では支援困難なケースに対応し、課題を抱えた方が安心して日常生活を送れるよう、ニーズに合った対応ができるように、支援方法を協議、創設に向け取り組みます。

| 実 施 事 業              | 事 業 概 要                                                                                                           |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①（仮称）地域生活総合サポート事業の検討 | <b>１．保証人サービス</b><br>-----<br>既存の制度では支援が困難な課題解決に向け、施設や入院時などで想定される「保証人サービス」の検討を行います。                                |
|                      | <b>２．任意後見人の受任</b><br>-----<br>安心して地域生活を送るために、十分な判断能力を有するうちに将来に備える「任意後見制度」の受任に向けた検討を行います。                          |
|                      | <b>３．死後事務委任契約</b><br>-----<br>葬儀や様々な手続きが必要となる自身の死後に向け、頼れる人がいない方の不安解消を図り、切れ目のないサービス提供に資するため「死後事務委任契約」についての検討を行います。 |
|                      |                                                                                                                   |

## V. 総務課

### (1) 指定管理事業の適切な管理運営

高齢者・障がい者・福祉活動団体などの活動拠点として、帯広市グリーンプラザ指定管理事業の適切な管理・運営に努めます。

| 実 施 事 業 | 事 業 概 要                                                                                                                                                                             |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①指定管理事業 | <b>1. 帯広市グリーンプラザの管理運営</b><br>令和4年度から5年間、帯広市の指定管理者として効率的な利用促進に努めるとともに、地域福祉の拠点として活発な利用が図られるよう、利便性の向上や貸館機能の充実、物価上昇による各種費用の節減、利用者への意見聴取とアンケート調査を実施しながら、消毒液の常設など感染予防対策を講じて施設の適正な運営に努めます。 |

### (2) 生活困窮世帯に対する経済的支援を通じた自立支援

様々な理由から一時的に生活困難となった世帯に対する貸付、並びに、低所得世帯の自立に向けた各種資金貸付を通じた経済的支援と相談支援により、関係機関と連携して自立支援に努めます。

| 実 施 事 業                            | 事 業 概 要                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①福祉資金・生活福祉資金・季節労働者等生活資金貸付事業と各種給付事業 | <b>1. 福祉資金貸付事業</b><br>不時の出費や緊急時により一時的に困窮した世帯に対して、応急的な貸付を行うとともに、帯広市と連携して、貸付制度の適正な活用に努め、自立相談支援事業所と協力して生活困窮世帯への適切な相談・支援を行います。また、滞納世帯への適切な督促を行います。                          |
|                                    | <b>2. 生活福祉資金貸付事業</b><br>道社協及び民生委員と連携を図り、世帯の自立支援に向けた継続的な相談支援と、新型コロナウイルスに関する特例貸付の適切な債権管理に努め、償還猶予や償還免除手続きについて周知を図り、相談支援を行います。また、要援護者への貸付制度の周知を図るため、広報誌やホームページなどで広報活動を行います。 |
|                                    | <b>3. 季節労働者等生活資金貸付事業</b><br>冬季間、一時的に収入が激減する季節労働者世帯への経済的支援や、事業主都合による離職者への求職活動を支援するため、帯広市と連携して適正な貸付と事業周知に努めます。                                                            |
|                                    | <b>4. 交通等災害遺児扶養手当・修学費の給付事業</b><br>生計中心者が、交通事故・労働災害・自然災害など不慮の事故による収入減となった世帯に対し、扶養手当や修学費を給付し経済的支援を図るとともに、小中高高等学校などを通じ事業周知に努めます。                                           |
|                                    |                                                                                                                                                                         |

### (3) 地域から信頼される組織づくりの推進

地域福祉を推進する中核的な団体として、また、地域住民から信頼される組織として、財務や専門職の確保、リスクマネジメントへの取り組みに加え、物価上昇などの経営環境の変化に対応し、安定した持続可能な法人経営体制の確立に努めます。

| 実 施 事 業      | 事 業 概 要                                                                                                                                                                   |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①組織体制の強化     | <b>1. 理事会・評議員会など組織運営会議の積極的な活用</b><br>安定した事業経営と円滑な業務執行に資するため、適宜、各種会議を開催し、公益性をもった法人経営に継続して取り組みます。                                                                           |
|              | <b>2. リスクマネジメントへの取り組み</b><br>日常業務を点検し、業務上のヒヤリハットやアクシデントを共有し、問題や改善点を協議・改善し、あらゆる経営的リスクを最小限に抑え、適切な税務処理に努め、社会福祉法のほか関係法令等を遵守した健全経営に努めるとともに、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底し、職場内感染リスクを減らします。 |
|              | <b>3. 適切な人事・労務管理と職員の健康管理など職場環境の整備</b><br>適材適所の人事人材配置及び増員を含めた職員数の見直しによる体制強化を図り、事務処理体制の見直しによる、効率的な業務執行を推進し、ワークライフバランスに考慮した働きやすい職場環境を整えます。                                   |
|              | <b>4. 役職員の職場研修の充実</b><br>初任者や経験年数に応じた各種研修会への積極的な参加のほか、道社協が主催する研修会への参加を呼びかけ、資質向上と専門知識の習得を薦めるほか、一斉改選を迎える役員・評議員に対しても、積極的な研修会への参加を提案します。                                      |
|              | <b>5. 福祉課題等に対応できる専門職の確保と育成、資格取得促進</b><br>資格取得に向けた職場環境を整え、資格取得の促進を図り、資格取得後の任用替えや人事異動のほか、有資格者の採用により長期的展望に沿った専門職の確保と育成に努めます。                                                 |
|              | <b>6. 町内会連合会や民生委員等の地域活動団体との連携</b><br>住民ニーズの把握、社協事業への要望などを把握するため、さまざまな地域活動団体と相互に連携を取り、多様化する地域課題の解決に向けた協力・連携体制に努めます。                                                        |
|              | <b>7. 行政等との連携強化</b><br>行政では補えない公的サービスの隙間を補うため、福祉課題の収集に努め、さまざまな福祉ニーズの要望を共有し、地域共生社会の実現に向けた連携強化に努めます。                                                                        |
| ②安定した財政運営の確立 | <b>1. 会員会費制度への理解と加入促進の取り組み</b><br>本会業務の安定化に資するため、社協事業の周知と理解に努め、広報活動などさまざまな事業を通じ新規加入を呼びかけ、加入促進を図ります。                                                                       |
|              | <b>2. 愛情銀行</b><br>地域住民や企業・団体からの善意による金銭及び物品の預託を受け、愛情銀行の趣旨や制度を周知し、住民の理解促進と寄付金の増嵩に努め、地域福祉の充実に活用します。                                                                          |
|              | <b>3. 共同募金制度の理解促進と寄付金・募金額の増への取り組み</b><br>10月からの赤い羽根共同募金運動と12月からの歳末たすけあい運動を支援し、募金増額に繋がるよう、共同募金を財源とする事業のPRと活用方法を積極的に周知します。                                                  |
|              | <b>4. 自主財源確保のための収益事業の取り組み</b><br>入れ歯リサイクル事業やリングブル回収事業を通じ、自主財源の安定的な確保を図り、市民への周知拡大に努めます。                                                                                    |